

平成21年11月9日

企業会計基準委員会 御中

経済産業省

## 「収益認識に関する論点の整理」に対する意見について

標記の件について、下記のとおり意見を提出いたします。我が国にとって望ましい会計基準が整備されるよう、委員会の御審議及び御判断にあたり、特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

企業・産業競争力の強化・維持のための「我が国の商慣行・経営実態」への配慮の重要性

- 会計基準は、投資者が投資判断を行うに当たって、企業の経営成績及び財務状況を測定するための“ものさし”であり、企業が国際的な事業活動を行うためには、我が国においても、高品質かつ国際的に整合的な会計基準及びその運用に向けた努力を継続していくことは重要であると考えます。
- このことは企業・産業の競争力にとっての前提となるが、今回の収益認識に関する会計基準は我が国企業の財務会計にとどまらず、商慣行や経営戦略等、経営の根幹である企業活動に広く影響を与える可能性があると考える。
- 本論点整理第2章各論の事例について、例えば複数要素契約については独立した販売価格の見積方法が例示されているが、明確な手法が明らかにされておらず、製品の無償保証やアフターサービスのようなケースについて経理実務レベルでの対応に懸念を抱いている企業が多数存在する。また、出荷基準等の取扱いについては、会計基準の見直しに伴い、これまでの企業間の取引慣行が大きく変わることになれば、サプライチェーン全体の取引に影響を与えることとなるため、本会計基準を適用する企業のみならず、当該企業の取引先の中小零細企業といった本来会計の国際化の影響を受けることが予定されていない非上場企業にまで直接・間接的に影響が及ぶおそれがある。
- このような観点から、まずは、会計基準の見直しにより企業にどのような影

響が及びうるか、実態等を踏まえた正確な把握に努めていただきたい。次に、影響が大きいと考えられる基準については、コンバージェンスの名の下に企業行動を過度に歪めるようなことがないよう、企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」にもあるとおり、「我が国の商慣行、企業の実態を適切に反映したものになっている」という観点から、一律に判断されるのではなく、原則主義の下、企業の判断において多様な会計処理が尊重され、現行の我が国商慣行が IFRS においても整合的に存在しうるよう IASB への意見発信を行っていただきたい。

- 特に、工事進行基準については我が国会計基準において 2009 年 4 月から原則適用が始まったばかりである。頻繁な制度変更による短期間での体制構築やシステム整備等により過度な企業負担を強いることのないよう配慮していただくとともに、会計基準利用者にとって納得感のある基準策定プロセスが進められるよう調整過程の透明化を図られたい。

以上